

# 緊急歯科治療費用補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
緊急歯科疾病	責任期間中に生じた歯科疾病症状 <sup>(注1)</sup> の急激な発症・悪化 <sup>(注2)</sup> をいいます。 (注1) 歯科疾病症状 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常(傷害に該当するものを除きます。)により飲食に支障が生じる状態を含みます。 (注2) 急激な発症・悪化 責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもっても避けられない症状の変化をいいます。
緊急歯科治療	歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
歯科医師	日本国外においては、被保険者が診療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
疾病治療費用保険金	疾病治療費用補償特約に規定する疾病治療費用保険金をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	第1条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療・救済費用保険金	治療・救済費用補償特約に規定する治療・救済費用保険金をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券に記載された者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金をいいます。

保険事故

この特約においては、緊急歯科疾病の発生をいいます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第1条（保険金を支払う場合）(4)③の規定にかかわらず、被保険者が緊急歯科疾病を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療を開始した場合にも、この特約、疾病治療費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。ただし、緊急歯科疾病については、同特約第1条(1)ただし書きの規定にかかわらず、緊急歯科治療を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限ります。
- (2) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救済費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第1条（保険金を支払う場合）(3)②の規定にかかわらず、被保険者が緊急歯科疾病を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療を開始した場合にも、この特約、治療・救済費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救済費用保険金を支払います。ただし、緊急歯科疾病については、同特約第2条（費用の範囲）(1)①ただし書きの規定にかかわらず、緊急歯科治療を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限ります。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約に規定するもののほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた緊急歯科疾病に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 義歯または歯科矯正装置の欠陥
  - ② 義歯または歯科矯正装置の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由
  - ③ 義歯または歯科矯正装置のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観上の損傷
  - ④ ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為
- (2) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救済費用補償特約が付帯されている場合には、同特約に規定するもののほか、(1)に掲げる事由のいずれかによって生じた緊急歯科疾病に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）

- (1) 緊急歯科疾病により支払う疾病治療費用保険金については、疾病治療費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条(1)の「(2)に掲げる金額」とは、次に掲げる金額<sup>(注)</sup>に50%を乗じた額をいうものとします。
  - ① 歯科医師の診察費、処置費および手術費
  - ② 歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
  - ③ X線検査費、諸検査費および手術室費
  - ④ この保険契約の保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用
- (2) 緊急歯科疾病により支払う治療・救済費用保険金については、治療・救済

費用補償特約第2条（費用の範囲）（1）の規定にかかわらず、同条（1）の「第1条（保険金を支払う場合）（1）の費用」とは、（1）①から④までに掲げる金額<sup>（注）</sup>に50%を乗じた額をいうものとします。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、当社は、次に掲げる歯科治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金および治療・救済費用保険金を支払いません。

- ① 緊急歯科治療を伴わない検査
- ② その他当社が疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の治療
- ③ 義歯の提供または貴金属の使用を含む治療
- ④ 永続的または定期的な治療。ただし、緊急歯科治療と不可分の治療で、かつ、社会通念上妥当なものを除きます。
- ⑤ 予防治療または審美歯科治療
- ⑥ あらかじめ予定されていたまたは予測されていた治療

（注）金額

社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>（注1）</sup>の合計額が、費用の額<sup>（注2）</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>（注1）</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 <sup>（注2）</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>（注1）</sup> を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）費用の額

第3条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）（1）または（2）の費用の額をいいます。

#### 第5条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が緊急歯科治療を要しなくなった時または緊急歯科治療を開始した日からその日を含めて7日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるものとします。

（2）この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類または証拠とします。

- ① 責任期間中に緊急歯科疾病が生じ、かつ、責任期間中に緊急歯科治療を

開始したことおよび緊急歯科疾病の程度を証明する歯科医師の診断書

- ② 第3条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）（1）または（2）の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- ③ 被保険者の印鑑証明書
- ④ 疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑤ 当社が被保険者の症状・治療内容等について歯科医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑥ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

## 第6条（疾病治療費用補償特約および治療・救済費用補償特約の読み替え）

（1）この特約については、疾病治療費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）（3）の規定中「（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等」とあるのは「緊急歯科疾病の発生の認定、緊急歯科治療を開始した時期等」、「医師」とあるのは「歯科医師」、同条（7）の規定中「（2）①または③に掲げる費用」とあるのは「この特約第3条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）（1）の費用」
- ② 第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の規定中「発病した疾病」とあるのは「発生した緊急歯科疾病」
- ③ 第7条（事故の通知）（1）の規定中「発病した」とあるのは「緊急歯科疾病を発病した」、「発病の状況」とあるのは「緊急歯科疾病の発生の状況」
- ④ 第10条（代位）（1）の規定中「第1条（保険金を支払う場合）（2）①から③までの費用」とあるのは「この特約第3条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）（1）の費用」

（2）この特約については、治療・救済費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定中「（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等」とあるのは「緊急歯科疾病の発生の認定、緊急歯科治療を開始した時期等」、「医師」とあるのは「歯科医師」
- ② 第2条（費用の範囲）（2）の規定中「（1）①から④までの費用」とあるのは「この特約第3条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）（2）の費用」
- ③ 第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の規定中「被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当したこと」とあるのは「緊急歯科疾病が発生したこと」
- ④ 第5条（支払保険金）（1）の規定中「第1条（保険金を支払う場合）（1）①から⑤までに規定する事由」とあるのは「緊急歯科疾病」、同条（2）②の規定中「第1条（1）②の疾病」とあるのは「第1条（1）②の疾病または緊急歯科疾病」

- ⑤ 第11条（事故の通知）（1）①の規定中「第1条（保険金を支払う場合）（1）①、②、③または⑤」とあるのは「緊急歯科疾病」
- ⑥ 第14条（代位）（1）の規定中「第1条（保険金を支払う場合）（1）①から⑤までの費用」とあるのは「この特約第3条（疾病治療費用および治療・救援費用の範囲）（2）の費用」

#### **第7条（準用規定）**

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。